

法廷内の手錠・腰縄は許されるか？

～刑事被告人の人格権・無罪推定を受ける権利～

第3部 講演

法廷内における手錠・腰縄と被告人の人格権

辻本典央（近畿大学教授）

私は刑事法の専門家でございます、今日は、多くの弁護士の方々や、憲法及び国際人権法の専門家もいらっしゃいますので、私が「人権」という言葉を使ってお話をさせていただくのは本当にプレッシャーを感じる次第なのですが、刑事法の視点から若干の問題提起をしてみたいと思います。

お手元の資料7と資料8をごらんいただきながら聞いていただければと思います。

まず、日本の代表的な国語辞典である『広辞苑』では、「手錠」とは、犯人などの両手にはめて錠をおろし、手のはたらかないようにする鉄製の腕輪を言い、「腰縄」とは、軽罪の囚人などの腰に縄をかけることを言う、と記述されています。ちなみに、この言葉が「腰縄つき」という言葉に変わった場合には、罪人などに腰縄が付いていること、またはその罪人自身をあらわす言葉となり、江戸時代には、手錠をかけること自体が刑の一種であった、との記述も見られます。このようにして、手錠・腰縄というものは、それを施された人が犯罪者であるといったイメージが、少なくとも日本語の用語法として定着していると言ってよろしいでしょう。

ちなみに、「腰縄」は、被収容者処遇法78条（資料8）では「捕縄」という言葉であらわすことになっております。もっとも、刑務所などでときどき刑事施設を見学するといった機会がありますが、通常は、その施設に収容されている受刑者の方々が手錠・腰縄を施されている姿を目にすることはありません。むしろ、現実の刑事司法においては、手錠・腰縄は被疑者または被告人、ここには刑が確定して刑事施設に護送される場合も含みますが、こういった被疑者・被告人に対して使用される場面で重要な意味を持ってまいります。例えば、警察官が被疑者を逮捕する場面では、多

くの人々はその両腕に手錠を施されるというシーンを思い出すことでしょうか。特に勾留中の被告人が法廷に入場する場面は、法廷が公開される、これは憲法上定められたものであることから、手錠・腰縄を施された姿が多くの市民の目に直接的にさらされることとなります。このような場面では、被告人の手錠・腰縄姿を見た市民は、およそその被告人がその事件の犯人であるといったイメージを持つことでしょう。もとより、一般に知られているとおり、刑事裁判では無罪推定原則が働くわけですが、このような手錠・腰縄にまつわるイメージからは、その姿を見ただけで、法廷内の雰囲気としてはあたかも有罪推定が支配すると言っても過言ではないでしょう。

この点について、先ほどの御報告にもあったように、裁判員裁判に関しては一定の解決が図られております。すなわち、日本弁護士連合会が2009年6月に最高裁判所及び法務省に要望書を提出し、これに応える形で法務省より各矯正管区長に向けた通達が発せられております。そして、裁判官、裁判員が入廷する前に開錠し、裁判官、裁判員が退廷した後に再び施錠するといった運用をしているからです。

もっとも、このような運用によっても、既に傍聴人らは入廷しており、その目に手錠・腰縄姿がさらされることには全く変わりがありません。また、裁判員裁判以外の裁判では、依然として裁判官が入廷した後で、その命令によって開錠されるといった運用が続いております。私のお話では、主に、このような形で法廷内において被告人の手錠・腰縄姿が衆人環視にさらされるといった現状について、法的な問題点を整理し、今後の改革に向けた視点を提示することを目的としたいと思います。

では、手錠・腰縄によって制約される利益とはいかなるもののでしょうか。法廷内において被告人の手錠・腰縄姿が衆人の目にさらされることによって、いかなる利益が侵害されることになるのでしょうか。問題を法的に考察するためには、侵害される権利の解明及び分析が必要であると思われまます。

まず第1に、人身の自由です。手錠・腰縄を施されることにより、被疑者・被告人は自由に移動・行動することができません。したがって、当然のことながら移動・行動の自由が制約を受けることとなります。もっとも、この移動・行動の自由に対する制約自体は、既に勾留処分が発せられることによって正当化されることとなります。それゆえ、この問題は、その執行手段として手錠・腰縄を使用することの可否となり

ます。例えば、警察官が逃走中の被疑者を逮捕するために、有形力、例えば拳銃の発砲などを行ってよいかという点と基本的には同じ問題だと言ってよろしいでしょう。その際、一般的には、いわゆる比例性原則というルールによってその当否が規律されることとなります。この比例性原則はまた後ほど触れることにいたしますが、ここで簡単に御紹介いたしますと、公権力の行使に当たり、第1に当該処分が目的達成にとって適格であるということ、第2にそれが必要であるということ、そして第3にその手段も相当であるということが要求され、これによって公権力の行使による人権制約に限界を認めるといったルールであります。必要性や相当性といった言葉は抽象的な概念であり、論者によってときどき異なって使用されることもありますが、例えばドイツでは、必要性とは、必要最小限の手段にとどめられること、相当性とは、必要性が存在することを前提に、なおも当該処分によって得られる利益と失われる利益を利益考量し、その失われる利益が過剰なものとならないよう配慮すべきことを要求するルールと理解されております。

また、手錠・腰縄は、対象者の身体に一定の作用を施すものでありますから、その使用によって対象者の健康を害するおそれも生じます。私見によりますと、この利益は憲法13条や憲法31条の射程に含まれるものと考えられます。資料8の刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する規則をごらんいただきますと、表に、使用される手錠や腰縄、つまり捕縄についてその様式が細かく定められております。そして、同規則の37条2項では「被収容者に捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなければならない。」と定められております。もちろん、人の健康は肉体的なものだけではなく精神的なものも含むものですから、手錠・腰縄によって精神的な障害が発生することも考えられます。これは後ほど御紹介いたします人格権といった権利利益の問題とはやはり区別をして位置づけておかなければならないでしょう。

また、手錠・腰縄を施すことによって、被疑者や被告人に心的・精神的圧迫が生じます。これは、同じく後で述べますように、被疑者や被告人の防御といった側面としても問題として取り上げるべき問題でしょう。

続いて、人格権について触れていきたいと思っております。人格権とは、憲法上の学説、文献等によりますと、各人の人格に本質的な利益の総体であるとされています。こ

こにはプライバシー権や名誉権といったものがよく取り込まれますが、人格的自立権といった言葉で紹介されることがあります。すなわち、これらの権利は、人が個人として尊重され、または幸福追求を保障されるための基本的な権利として、憲法13条の保障を受けるものと紹介されております。

刑事被告人に対する手錠・腰縄に関しても、幾つかの裁判例でこの人格権に関する言及が見られるところです。今日は2つほど御紹介したいと思います。まず第1に、手錠・腰縄姿にある姿を見られない権利について触れたものとして、大阪地裁平成7年判決が挙げられます。この事件は、当時、大阪拘置所に勾留されていた刑事被告人が原告となって、拘置所の看守らの行為を違法として国家賠償を請求した事案です。原告は、当時、殺人の共謀共同正犯として起訴され、既に7年にわたって大阪拘置所に勾留されていたものですが、その間に拘置所内で白内障を発症し、大阪赤十字病院で手術を受けていたとのことです。その手術後、1992年4月に、原告はその診察を受けるために看守2名に付き添われてその病院の眼科外来を訪れたのでありますが、その際、看守らは、廊下や診察室に多数の外来患者や医師、看護婦などがあるのに、被告人に対する両手錠や腰縄をむき出しにして原告を歩かせたのでした。原告は、看守らによるこのような護送行為は、原告の名誉を侵害し、その尊厳を著しく傷つけるものであるとして、被告の国を相手取って損害賠償を請求したのであります。

大阪地方裁判所は、原告の請求を認め、慰謝料として10万円を支払うよう命じております。その際、大阪地裁は、勾留中の被告人を拘置施設外に護送する際には、逃走等の事故を防止するため、手錠等の戒護を使用することはやむを得ず、これを正当な職務行為であるとしております。ちなみに、資料8を見ていただきますと、被収容者処遇法78条1項で、被収容者を護送する場合には捕縄または手錠を使用することができると定められています。当時はまだ旧監獄法の時代ですから、1項に該当することになります。

裁判所は、このようにして、手錠・腰縄を施すこと自体は正当な職務行為であると認めましたが、さらに続けて、護送に際し手錠・腰縄を施した姿を公衆の面前にさらすことは被告人の自尊心を著しく傷つけ、被告人に耐えがたい屈辱感と精神的苦痛を与えるものであるから、やむを得ない特段の事情などがない限りは、そのような

護送行為は被告人の人格権に対する違法な加害行為に当たるとも判示しました。そして、本件看守らが原告を外来患者らに手錠が容易に見え、両手錠・腰縄つきで護送されていることが一見して分かる状態で眼科外来の廊下などを連れ歩いたことは、原告の人格、この判決では「人間としての誇り、人間らしく生きる権利」とはっきり述べられておりますが、こういった原告の人格への配慮に著しく欠けるものであって、原告の人格権に対する違法な加害行為に当たると認定いたしました。

この判決は要するに、手錠・腰縄を施すこと自体の必要性は認めつつも、特別の理由がない限りは、そのような被告人の姿が衆人の目に触れないような措置をとらなかつたことが違法であるというわけです。そこでは、原告である刑事被告人の人格権として「人間としての誇り、人間らしく生きる権利」という表現が使われているところは注目すべきところでしょう。本件はその後、国側が上告審まで争いましたが、いずれも棄却され、一審の大阪地裁判決が確定しております。

続いて、手錠・腰縄状態にある姿を撮影・公開されない権利が問題とされたものとして、最高裁判所の平成17年判決を紹介します。本件は、皆様も御存じの和歌山カレー毒物混入事件です。この事件の勾留理由開示手続及び第一審公判の法廷内で、写真週刊誌のカメラマンが小型カメラを密かに持ち込んで、無許可で原告——当時は被疑者、公判段階では被告人——の容貌、姿態、つまり手錠・腰縄で拘束されている姿を無断で写真撮影し、またはイラスト画を作成して雑誌に掲載するなどの行為をいたしました。これに対して、原告がその写真週刊誌の発行者及び編集者に対して損害賠償を請求した事案です。

第一審、控訴審ともに原告の損害賠償の請求を認めましたが、被告の写真週刊誌側が上告しました。最高裁は、以下のように判示して、やはり原告に対する被告らの不法行為の成立を認めております。すなわち、本件写真週刊誌のカメラマンは、刑事訴訟規則215条所定の裁判所の許可を受けることなく小型カメラを法廷に持ち込み、原告の動静を隠し撮りしたというのであり、その撮影の態様は相当なものとは言えない。また、原告は、手錠され腰縄をつけられた状態の容貌等を撮影されたものであり、このような原告の様子をあえて撮影することの必要性も認めがたい。本件写真が撮影された法廷は傍聴人に公開された場所であったとはいえ、原告は被疑者として出頭し在廷していたのであり、写真撮影が予想される状況のもとに任意に公衆の

前に姿をあらわしたものではない。また、イラストに関しましても、一般的には、これを新聞や雑誌などに掲載することは社会的に是認された行為であるとしても、本件イラスト画のうち一部のものは、原告が刑事被告人として手錠・腰縄により身体の拘束を受けている状態が描かれたものであり、そのような表現内容のイラスト画を公表する行為は、原告を侮辱し、原告の名誉感情を侵害するものというべきである。最高裁は、このように判示して、無許可で撮影された手錠・腰縄姿の写真の掲載はなおのこと、適法に作成されたイラスト画であっても、手錠・腰縄姿を描いたものは、被写体——ここでは被疑者・被告——に対する侮辱または名誉感情を侵害するものとして違法な行為であるとししました。

以上のとおり、手錠・腰縄姿が人目にさらされるといったことは、人間としての誇り、人間らしく生きる権利という意味での人格権を侵害するものであり、手錠・腰縄を施すこと自体による権利侵害とは違った性質のものとして理解されてきたことは、確認をしておかなければならないでしょう。

続いて、刑事手続上の権利について見ていきたいと思えます。

被告人は、一般に、刑事訴訟における最も実質的な当事者としての地位に置かれると理解されています。捜査段階においても、被疑者がこのような当事者としての地位に置かれるべきかどうかについては対立のあるところですが、そこでも捜査手続の単なる客体にとどまらず、その防御権を行使する主体としての地位にあるということは一般に承認されていると言っていいでしょう。いずれにしても、被疑者・被告人の刑事手続における主体的地位、これは個人としての尊重、適正手続の保障の内容をなすものとして、刑事手続が法治国家として実施されるために不可欠の条件であると言ってよいでしょう。それにもかかわらず、刑事裁判において当事者の一方である被告人のみが手錠・腰縄により身体の拘束を受けるのでは、それ自体が手続の公正さを害し、被告人の刑事手続における主体的地位を否定させることになってしまいます。

そのような理解から、刑事訴訟法287条には、公判廷においては被告人の身体を拘束してはならないという規定を定めて、いわゆる法廷内での身体不拘束原則を規定しています。この趣旨は、今述べましたとおり、手続の公正さ、刑事裁判における被告人の主体的地位の保障にあり、それは無罪推定原則に基礎を持つものと一般に理

解されているところです。あるいは、これをもって、当事者主義の実質的意義をそこに認めることができると言ってもよろしいでしょう。

また、被疑者・被告人はこのような形でその地位が保障されるだけでなく、実際にも刑事手続において適切な防御を行う機会が保障されなければなりません。例えば、接見交通権を制約する接見指定という場面においても、捜査のため必要があることを前提にその接見指定という形で制約をする際にも、この権利制約に当たっては、被疑者の防御準備権が不当に制限されるものであってはならないとして、いわゆる権利制約に対するさらなる制約が規定されています。

この点、被疑者あるいは被告人に対して手錠・腰縄を施すことは、彼らにおいて自由かつ適切な防御を行う機会を阻害させるおそれを生じさせます。それは単に物理的に行動が制限されるというだけにとどまらず、手錠・腰縄を施すことによる心理的・精神的圧迫によることにも起因するものです。例えば、被疑者・被告人が供述を求められる場面においてこういった手錠・腰縄措置が施されることにより、それに基づく圧迫が被疑者・被告人の供述の自由に不当な影響を与える可能性が考えられます。

この点について、最高裁判所の昭和38年の判決が有名です。これは、公職選挙法違反の被疑事実で勾留中の被疑者が、検察官の取調べを受ける際に、両手に手錠を施されたまま供述をさせられたといった事件でした。最高裁判所は、既に勾留されている被疑者が捜査官から取り調べられる際に手錠をされたままであるときは、その心身に何かの圧迫を受け、任意の供述は期待できないものと推定される、したがってその反証がない限りは、供述の任意性につき一応の疑いを差し挟むべきものとなるとして、手錠を施すことによる被疑者の防御権の行使への影響を認めております。ただし、具体的な事案の解決としては、その供述においてなお任意性は認められるとしています。

このように、手錠・腰縄は、被疑者・被告人にとって刑事手続におけるその主体的・当事者的地位を脅かすものであり、そのことが手続の公正さを害する可能性を生じさせるとともに、現実的にもその被疑者や被告人の防御権の行使を制約し得るものであるということが確認できます。

このようにして被疑者・被告人に対して手錠・腰縄を施すことは、さまざまな点で被疑者・被告人の諸権利を制約するものですから、仮にこれを正当化するためには法的根拠が必要となります。その際、誰のどのような権限に基づくものであるのかが明確に分析されなければなりません。ここでは、法廷内での手錠・腰縄に限定をして、考え得る法的根拠を検討してみたいと思います。

まず第1に、公判裁判所の固有権として手錠・腰縄措置を施すことが考えられます。法廷内及びその法廷周辺の区域では、公判を管轄する裁判所のさまざまな権限が及ぶところです。ここでは、特に、いわゆる法廷警察権と訴訟指揮権が問題となります。

ここに言う法廷警察権とは、法廷内の秩序維持を目的とした裁判所の権限であり、被告人における自傷・他害行為の防止に向けた措置など適正な審理を確保するため、訴訟に対する妨害などを排除し、法廷の秩序を維持する権限のことと理解されています。もとより、この権限の性質上、その対象は被告人に限られず、また法廷内の室内だけでなく、法廷の秩序維持に影響を持ち得る現象について、例えばその法廷に近接した場所で騒音による妨害行為が行われる場合がよく例に挙げられますが、こういった行為などに対して、裁判所はこれを阻止する権利を持つとされています。必要であれば、裁判所は、当該行為者に対して実力をもって措置をし、またはいわゆる監置処分や罰則をもって対応することもできます。

他方、訴訟指揮権とは、訴訟の適切な進行を目的とした権限であり、被告人など訴訟関係人らへの在廷命令など、訴訟の進行を秩序づけ、適切な審理の実現を図るために裁判所に委ねられる権限のことを言うとして理解されております。公判の期日内では裁判長の権限とされておりますが、重要な権限は裁判所に留保されております。

このようにして、公判裁判所は、法廷の秩序維持及び訴訟の適切な進行を目的として、被告人を含む訴訟関係人らに一定の措置をとる権限を有しているのであり、必要に応じてその者らの身体を拘束することもできます。これは、刑事訴訟法287条2項で、公判中であっても例外的に身体拘束することができるとして、公判裁判所の権限として定められているところです。

もっとも、本シンポジウムが問題としていますのは、そもそも公判裁判所が法廷警察権または訴訟指揮権を行使する以前の、裁判官らが入廷する前の身体拘束、手

錠・腰縄措置の場面です。むしろ、ただいまご紹介した裁判所の諸権限は、後で述べますように、身体拘束を解くべき方向性で行使、考慮されるべきものであると思われます。

続いて、刑事施設側の戒護権として見てみましょう。

被告人が拘置所から法廷に護送される場合、この間の身体拘束の根拠はやはり勾留ということになります。勾留とは、一般に、被疑者や被告人の身柄を拘束する裁判及びその執行を言い、その目的は、逃亡及び罪証隠滅の防止であると理解されています。

ここで、勾留の主体ですが、裁判の場面においては、裁判官、または受訴裁判所です。他方、一旦裁判が下されてこれを執行する段階になりますと、刑訴法70条に規定されるとおり、執行は、検察官の指揮による検察事務官または司法警察職員の任務とされております。ただし、刑訴法でいう勾留の執行とは、被疑者または被告人に勾留状という令状を示して、指定の刑事施設に引致することまでを言うとして理解されています。したがって、刑事施設に引致された後は、裁判に基づく刑事施設側の戒護権にその被疑者・被告人の身体拘束に関する具体的な権限行使が委ねられ、その刑事収容法が権限行使の法的根拠となります。

ここで問題とされる勾留中の被告人の手錠・腰縄措置は、刑事収容法78条1項が根拠となります。すなわち、勾留は、罪証隠滅または逃亡を防止するために下される刑事訴訟法上の処分ですが、刑事施設内の厳重な管理を離れて被告人を法廷などの施設の外に護送する場合には、およそ一般的、抽象的に特に逃亡のおそれが高まることもあり、その防止のために、捕縄または手錠の使用が認められているわけです。

ちなみに、ある刑務官の方に少し質問をしてみたのですが、監獄法の時代からこの手錠と捕縄をセットで行うのが常識であったとのことでした。また、手錠と捕縄のどちらかやめろと言われたら、どちらいいですかと聞いてみたところ、捕縄はなくても何とかありますが、手錠は欠かせないとのことでした。その理由は、手錠があることで被告人の逃亡の意思を抑圧することができるということでした。強制処分の定義として、「個人の意思を制圧」して・・・とありますが、手錠をすることで個人の意思を制圧でき、それに伴って、逃亡だけでなく暴れることも防ぐことができ

る、だから手錠は欠かせないということのようでした。また、実際に使用されている手錠や捕縄も見せていただきましたが、手錠は、細いながらもかなり頑丈なものでした。また、捕縄も、別表1にありますように、その内部には堅牢な鋼索、すなわちワイヤーが仕込まれておりまして、ちょっとやそつとで切れないようになっていました。

少し話がそれましたが、矯正職員の戒護権は、裁判所の法廷内にも及ぶとされています。例えば、公判が開廷した後も、被告人が勾留中の場合、刑務官が付き添ってその場に在廷しているのが一般的です。これは、公判裁判所が命じているものではありません。刑務官は、あくまで刑事施設側の戒護権に基づいて、そこに在廷しているのです。確かに、刑事訴訟法287条1項は、公判廷内で身体不拘束原則を定めており、例外的に看守者を付することができるように定めているわけですが、これは裁判所の法廷警察権に基づくものです。しかし、この権限は287条1項ただし書きの事態、すなわち被告人が具体的に暴力を振るい、または逃亡を企てた場合において、なおも身体を拘束しない場合に備えたものです。およそ全ての被告人にそのような事態が認められるわけではありませんから、刑務官の一般的な付添いの根拠になるものではありません。ちなみに、大阪高等裁判所昭和45年決定でも、被告人の戒護のため法廷内に看守が配置されていることについては、勾留中の被告人に対する看守の戒護権限は、法廷内においては裁判長または開廷をした裁判官の訴訟指揮権あるいは法廷警察権による制約を受けるものではありませんが、そのために看守は勾留中の被告人の公判廷内における身柄確保の責任を免れるものではないとして、法廷内でも戒護権がなお存在することを肯定しております。

このように見ていきますと、一方では被告人の諸権利、他方ではさまざまな権限に基づく身体拘束、法的な必要性が出てまいりました。そこで、具体的にどういった解決があり得るのかということで、最後に身体拘束に対する制限という観点から幾つか述べていきたいと思っております。

これまで見てきましたとおり、刑事施設外における被告人の身体拘束は、基本的に刑事施設側の戒護権に基づくものです。もっとも、ただいま紹介しました大阪高裁昭和45年決定が述べているように、刑事施設側の戒護権は、法廷内では裁判所の訴訟指揮権及び法廷警察権による制約を受けるものです。すなわち、法廷内では、刑

事施設側の戒護権に基づく身体拘束が行われ得るものだとしても、法廷内の秩序維持や訴訟の適切な運営といった観点から、裁判所も一定の権限を行使すべきものであり、身体拘束による被告人の権利制約が反対に制約を受けるべき場合があります。これを、いわゆる制約に対する制約といいます。裁判所の行為において、ここでは特に訴訟指揮権に基づいて、被告人の利益にも配慮すべき義務があると考えられることができるからです。

そこで、こういった制約に対する制約ということで、法令上は、第1に、公判廷内での身体不拘束原則が定められております。先ほど御紹介したとおり、刑事訴訟法278条1項が刑事施設側の戒護権を制約する根拠となります。これも既に述べましたとおり、本原則は被告人の主体的、当事者的地位を保障することで手続の公正さを確保すること、及びその防御権を不当に制限しないことを目的として、被告人が逃亡を企てるなどの事情がない限りは、手錠・腰縄などの身体拘束が禁止されているわけでは

もつとも、本原則の適用は公判廷内に限られており、時間的には開廷時間内に限るとされています。すなわち、裁判官が開廷宣告をし、閉廷宣告するまでの間、身体拘束、すなわち手錠・腰縄が解かれていれば、本原則の要請は満たされることとなります。これによりますと、現行のとおり、裁判官が入廷後、開廷宣告前に開錠させるといった措置でも足りることとなります。

そこで、もう少し考えてみますと、先ほど紹介しました訴訟指揮権に基づいてこの戒護権を制約することはないでしょうか。この裁判所の行為の権限は、場所的に公判廷の中、時間的に公判内に限られるものではありません。法廷の秩序維持及び訴訟の適切な運営に向けて公判廷外でもその権限が行使されるべき場合が存します。そして、被告人の諸権利の保護も、これらの権利の実現にかなう限りで、裁判所の配慮義務に基づく一定の措置が求められると言ってよいでしょう。

ここで、先ほど述べました手錠・腰縄により制約を受ける被告人の諸権利において、特に法廷に護送された後の措置との関係で問題となり得るのが、人格権及び刑事手続上の諸権利です。このうち、裁判員裁判において裁判官や裁判員の目に触れない段階で開錠させるという措置がとられておりますが、これは主に刑事手続上の権利として、すなわち判断者に有罪の予断を生じさせないという意味での無罪推定

原則、被告人側の無罪推定を受ける権利が考慮されたと思われます。つまり、犯罪者らしい外観を裁判の判断者、特に裁判員、司法裁判官の目に触れさせないというわけです。このことからしますと、裁判員裁判以外の職業裁判官のみによる事案では、職業裁判官の目に触れたとしても、職業裁判官としての素養においてそれらの予断を生じさせるおそれはないということから、現行の措置を説明づけることもできるでしょう。もとより、職業裁判官がそのように予断を持たずに裁判できるという前提自体は、もう一度検討の余地があるかと思えます。

これを置くとして、このように判断者の目に触れさせない措置がとられる場合でも、公開の法廷の中でさらに傍聴人が在席している場では、被告人の手錠・腰縄姿がそのような傍聴人の目に入ることには変わりありません。先ほど述べましたとおり、被告人の人格権、すなわち人間としての誇り、人間らしく生きる権利は、正に手錠・腰縄を施された犯罪者らしい姿が衆人環視に置かれることで侵害されるものであるならば、刑事裁判を主宰し、被告人を公判廷に召喚した裁判所の責務として、できる限りそのような権利侵害の発生を阻止すべきことが要請されるものと思われま

す。もとより、手錠・腰縄は刑事施設側の戒護権に基づくものであり、そこには特に被告人の逃亡を防止するという重要な利益が認められます。それゆえ、拘置所から裁判所構内に入るまでの護送の段階では、明確な法的根拠に基づいてこのような手錠・腰縄措置による権利制約が生じること自体は、正当化されなければならないでしょう。もっとも、被告人の人格権の重要性に鑑みるなら、当該権利制約を伴う措置も無制約に許容されるわけではなく、そこには一定の限界が求められなければなりません。具体的には、先ほど紹介しました比例性原則による限界というものです。

そこで、具体的事情において手錠・腰縄措置による人格権侵害が正当化されるためには、当該措置をとることの必要性及び相当性の要件が満たされなければなりません。例えば、具体的には、裁判所構内の通路を通り法廷の室内に入廷した後も、なお逃亡のおそれが具体的、現実的に認められ、それを防止するためには手錠・腰縄を施す以外に有力な方法がない場合であって、初めて手錠・腰縄措置の必要性が肯定されることとなります。もっとも、刑務官が被告人を挟んで両隣に付き添っており、弁護人も監督をし、そして傍聴人が全て見守っている状況において、かつ裁判官が

実際に入廷をして「開錠しなさい」と命じるまでのほんの数分間のみ施錠をしておくべき必要性が実際にどれほど認められるかは甚だ疑問です。ただし、例外的にそのような手錠・腰縄措置の必要性が肯定されるとしても、なお相当性の観点から、被害利益の重要性、被告人の権利利益の重要性を考慮して、被告人の手錠・腰縄が施された姿が傍聴席から見えなくするための遮蔽措置などを置くなどの措置がとられなければならないでしょう。

以上述べてきましたとおり、日本の刑事裁判の通例となっております、勾留中の被告人が入廷する際の手錠・腰縄措置について、法的問題点を整理し、今後の運用に向けた検討を行ってまいりました。確かに刑事手続が適切に運営され、犯罪者が正しく処罰されるべき社会的要請があることは否定できません。そのような目的に向けて必要な措置は、基本的に正当化されるべきものです。もっとも、その際にも、当該措置が当該対象者にとって一定の権利制約が伴うものであることは、考慮されなければなりません。その上で、当該権利制約を避けるために、ほかにとり得る措置がないかが常に模索されるべきです。

刑事司法の担い手である裁判所、検察官、弁護人には、訴訟の適切な運営と法廷の秩序維持を前提としつつ、手続関係人、特に被告人の権利保護に向けた努力が求められます。法曹三者は、その意味で、その方向性において共同こそすべきであり、決して対立してはならないのです。そのことを踏まえて、弁護人としても、手錠・腰縄による被告人に対する権利侵害性を明確にし、比例性原則の観点から当該措置が一定の範囲において制約されるべきことを、裁判所、検察官、法務省、多くの関係諸機関に粘り強く説いていくべきことが期待されるところです。私の本日のお話が、その考え方の一助になれば幸いです。